

新型コロナウイルス感染症の感染予防へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、来庁せずにできる手続きをご活用ください。

窓口に行かずにできる手続き

1. 郵便による証明書の請求

戸籍関係証明書（戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）、身分証明書等）、住民票の写し等については、郵送で請求することもできます。

- ・戸籍証明等交付請求書 ホームページからダウンロードもできます
- ・手数料 郵便局の定額小為替または現金（現金書留封筒が必要です）
- ・返信用封筒・切手
- ・本人確認書類のコピー

2. 郵送による転出届

町外への転出届は郵送で行うことができます。

- ・郵送による転出証明書交付申請書 町のホームページからダウンロードもできます。
- ・返信用封筒・切手（特例転出の方は不要）
- ・本人確認書類のコピー
- ・個人番号カードで特例転出をする場合はカードのコピー
- ・国民健康保険証をお持ちの方は返却してください

注：本人確認書類とは、運転免許証や個人番号カード等写真付きの公的な身分証明書は1点、健康保険証、年金手帳、診察券、通帳、カード等は2点必要となります。

【送付先】〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2 南部町役場 住民課

【お問合せ】☎0556-66-3405（住民課直通）

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてください」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてください」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を『泣き寝入りは超いやや(188)！』で覚えてね